

平成 20 年度 7 月 18 日

図書館友の会全国連絡会 他 2 2 団体 殿

総務省自治行政局行政課

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

2008年5月26日付け文書にていただきました指定管理者制度に関する要望につきまして、以下の通りお答えいたします。

公の施設は公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として地方公共団体が設置するものであり、その適正な管理を確保することが必要であると認識しております。

指定管理者制度については、各地方公共団体の判断により制度の趣旨に沿って適切に運用することができるよう、条例にゆだねられているところであり、図書館など公の施設に指定管理者制度を導入するか否かは、施設の性格や地域の実情等を踏まえ、地方公共団体が判断をしているものと承知しております。

総務省としましては、制度の運用の実態の把握に努め、各地方公共団体の指定管理者制度の円滑な実施が図られるよう、今後とも必要な情報提供等を行ってまいりたいと存じます。

なお、平成20年6月6日付け「平成20年度地方財政の運営について」において指定管理者制度の運用について各都道府県知事あて周知をしたところがありますのでご参照ください。